

香芝市告示第 170 号

令和 7 年度市町村民税・道府県民税・森林環境税の決定（変更）通知書を送達すべきところ、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び香芝市税条例（昭和 32 年条例第 2 号）第 18 条の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市課税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和 7 年 8 月 1 日

香芝市長 三 橋 和 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名  
略